

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

令和 6 年 11 月 29 日

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

法務省民事局

1. 題名

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和 6 年 11 月 29 日

施行日：令和 6 年 12 月 2 日

【参照条文】

○ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄

第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○ 行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）抄

第四条 （略）

1 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 （略）